

【ポイント①】 労災保険率を平均で 0.6/1,000 引下げ

[労災保険率の改正案]

- 労災保険率を、平成 24 年 4 月 1 日から平均で 5.4/1,000 から 4.8/1,000 へ、0.6/1,000 引下げ
- 引下げ：35 業種 据置き：12 業種 引上げ：8 業種
- 最低(金融業・保険業など)2.5/1,000～最高(トンネル新設事業など)89/1,000

平成元年度以降 平均の労災保険率 (単位：1/1,000)

元年度	4 年度	7 年度	10 年度	13 年度	15 年度	18 年度	21 年度	改正案
10.8	11.2	9.9	9.4	8.5	7.4	7.0	5.4	4.8

【ポイント②】 メリット制の適用対象を拡大

労災保険には、個々の事業場の災害発生率に応じて労災保険料を－40％～＋40％の幅で増減する「メリット制」があります。これは、同一の業種でも事業主の災害防止努力などによって災害発生率に差があるため、保険料負担の公平性の確保や事業主による災害防止努力を一層促進する観点から設けている制度です。

[メリット制の改正案]

建設業と林業で、メリット制の適用要件である確定保険料^(※)の額を、現行の「100万円以上」から「40万円以上」に緩和し、適用対象を拡大します。これにより、事業主の災害防止努力により労災保険料が割引となる事業場が増えます。

(※) 使用した労働者に実際に支払った賃金総額に、労災保険率を乗じて算定する労災保険料。

(例) 建設業

	現行		改正後	
	メリット制の対象となる要件	増減幅	メリット制の対象となる要件	増減幅
単独有期事業 (大規模な建設工事)	建設工事の確定保険料が100万円以上 又は 請負金額が1.2億円以上	±40%	建設工事の確定保険料が <u>40万円以上</u> 又は 請負金額が1.2億円以上	±40%
一括有期事業 (年間の中小規模の建設工事をひとまとめ)	年間の確定保険料が 合計100万円以上	±40%	年間の確定保険料が 合計100万円以上	±40%
			年間の確定保険料が合計 <u>40万円以上100万円未満</u>	<u>±30%</u>

(注) 下線部が改正の箇所

メリット制が改正されると・・・(一括有期事業の場合)

年間の確定保険料が 40 万円台で、現在はメリット制の対象でない事業場でも、平成 24 年度以降、メリット制の対象となる。

⇒ 例：「建築業」で保険料が年間 41 万円、過去 3 年間無事故の場合
メリット制により、確定保険料が 29.3 万円 (11.7 万円の減) となる。

【別添資料】

- 資料 1 「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」
- 資料 2 「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について」(概要)